

総務産業建設常任委員会会議次第

平成31年2月18日午前9時30分～

松川町役場協議会室

委員会条例による傍聴人の退場 有 無

委員会条例による秘密会議での開催で 有 無

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協議事項

(1) 旧東小学校あと利用について [まちづくり政策課] 資料No.1

(2) 松川町放置自転車の発生の防止及び適正な処理に関する
条例の制定について [産業観光課] 資料No.2

(3) コンビニ収納について [環境水道課] 資料No.3

4. 報告事項

(1) 災害時応援協定の締結状況について [総務課] 資料No.4

(2) 平成30年度地方創生拠点整備交付金の要望と施設整備計画
について [産業観光課] 資料No.5

(3) 松川町下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取
扱わせる金融機関の指定について [環境水道課] 資料No.6

(4) 2019年度からの循環型社会形成推進交付金(浄化槽)の見直
しについて [環境水道課] 資料No.7

5. その他

6. 閉会

旧東小学校のあと利用について

1. 松川東小学校後利用検討報告書の概要（平成 26 年 11 月）

（1）活用に向けた考え方

- ・施設が拠点となって、地域の活性化に継続的に寄与するものであること
- ・周辺地域の自然・文化環境を活かして地域住民による住民のための活用となること

（2）全体方針

- ①町内の既存施設（青年の家、清流苑、梅松苑、松川荘等）との調和を基本とした施設
- ②生東地区の環境（夏涼しく冬暖かい、歴史的史跡が点在）を活かした、地域の学びの拠点としての活用
- ③複合的（教育、福祉、観光等）な施設活用、地域住民の暮らしの拠り所
- ④建物を維持管理していく。行政主導としつつも、地域の方々に協力してもらえるような体制づくりの検討
- ⑤収益性のある施設利用による自立した施設運営
- ⑥自主的な地域づくりの実践の場としての施設活用

2. 平成 30 年度の状況

住民主体の「チャレンジ東小」というイベントが定期的に開催された。あわせて、ボルダリング体験やカフェ、図書館のオープンなど、施設を活用した活動が活発になった。

（「チャレンジ東小」の開催状況）

- 5 月 ボルダリング、スラックライン、カフェ、図書館 等
- 8 月 スラックライン、カフェ正式 OPEN
- 10 月 学校で読書し night （お泊り読書会）
- 11 月 コスプレ撮影会、人形劇サンショウウオ操作体験
- 12 月 絵版画でクリスマスカードや年賀状づくりワークショップ

3. あと利用の今後の方向性

地域住民が中心となった活動を土台とし、「地域の人が自分のやりたいことをやってみる場所」として複合的な施設の利用を考え、町はその活用を支援していく。

*今東小学校で行われている住民主体の活動（ボルダリング、図書館、カフェ等）を継続し、さらに新たな利活用の促進をする。

*そのために、東小学校に常駐し、地域の人と関わったり、後利用を考えたりする人材を平成 31 年度より配置したい。

地域おこし協力隊 1 名
集落支援員 1 名 （計 2 名）

松川町放置自転車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の
制定について

発見 → 処分までの流れ

○条 例

1. 放置自転車と思われる自転車の情報（発見または通報）



2. 当該自転車の状況を現地確認



3. 調査標札（様式第1号）の取り付け（8日以上経過で放置自転車）



4. 通告標札（様式第2号）の取り付け（8日以上経過で移動・保管）



5. 移動し保管するとともにその旨を警察へ報告（防犯登録の所有者情報の提供依頼も含む。）し、以下の事項について公告する。

- ① 放置されていた位置
- ② 台数
- ③ 保管を開始した日及び保管期間
- ④ 返還を申し出る場所、時間
- ⑤ そのた町長が返還するために必要と認める事項

保管期限は公告した日から起算して6ヶ月を経過する日までとする。

なお、保管期間中に利用者等が判明した場合は、引き取るように通知をする。



6. 6ヶ月経過後、次の3項目のいずれかに該当する場合は、廃棄物とみなし処分するものとする。また、処分しようとするときは公告する。（2週間）

- ①利用者が判明しない ②引き取りの意思がない ③機能喪失している



○リサイクル事業実施要綱（再生利用する場合）

7. 町商工会に加盟している自転車の販売及び修理を主たる業務とする業者へ譲渡する。



8. ①処分

- ②有料販売

- ③町長が適当と認める事業への無償譲渡及び貸出

- ④その他町長が特に必要と認めて別に指示する事項。

松川町放置自転車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（案）

平成31年 3月 日

条例第 号

（目的）

第1条 この条例は、放置自転車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を定め、町が放置自転車の処理を行うことによる美観の保持及び町民の快適な生活と安全の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 町が設置し、又は管理する道路、河川、山林、公園、駐輪場その他の公共の用に供する場所をいう。
- (2) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (3) 放置自転車 8日以上の期間にわたり、放置（自転車の利用者等が当該自転車を離れて直ちに移動することができない状態をいう。以下同じ。）されていると認められる自転車をいう。
- (4) 利用者等 自転車の所有権、占有権又は使用权を現に有する者又は最後に有した者及び自転車を放置した者又は放置させた者をいう。

（町長の責務）

第3条 町長は、放置自転車の発生の防止及び適正な処理に関し、必要な施策を実施しなければならない。

（町民の責務）

第4条 町民は、放置自転車の発生の防止に努めるとともに、町長が実施する必要な施策に協力しなければならない。

2 土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地において放置自転車の発生を防止するための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

（放置の禁止）

第5条 何人も、自転車を放置し、若しくは放置させてはならず、又はこれらの行為を

しようとする者に協力してはならない。

(通報)

第6条 放置自転車とみられる自転車を発見した者は、町長にその旨を通報するよう努めなければならない。

2 町長は、前項の通報を受けた場合において必要があると認めるときは、その内容を関係機関に通報する等適切な措置を講ずるものとする。

(調査)

第7条 町長は、公共の場所に駐車してある自転車が放置自転車であるかを調査するため、調査標札（様式第1号）を当該自転車に取り付けるものとする。

2 町長は、前項の規定により調査標札を取り付けた自転車が当該調査標札を取り付けた日から起算して8日以上経過してもなお、放置されているときは、当該自転車を放置自転車として認めるものとする

3 町長は、公共の場所以外の場所において放置自転車とみられる自転車を発見し、又は前条の規定による通報を受けた場合で、美観の保持及び町民の快適な生活と安全の確保その他公益上の必要があると認めるときは、当該場所の土地所有者等の同意を得て当該場所に立ち入り、前2項の規定による処理を行うものとする。

(立ち入り調査)

第8条 前条第3項の規定により立ち入り調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときはこれを提示しなければならない。

2 前条第3項の規定による立ち入り調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(放置自転車に対する措置)

第9条 町長は、第7条の規定による調査により放置自転車であることを認めたときは、利用者等に当該放置自転車を放置しないよう指導するため、通告標札（様式第2号）を取り付けるものとする。

2 町長は、前項の規定により通告標札を取り付けた放置自転車が当該通告標札を取り付けた日から起算して引き続き8日以上経過してもなお、放置されているときは、当該放置自転車を所定の場所に移動し、当該場所において保管するものとする。ただし、公共の場所以外の場所に置かれた放置自転車については、安全の確保等に著しい支障

が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときその他公益上の必要があると認める場合に限り、当該場所の土地所有者等の同意を得てこれを行うものとする。

(保管した放置自転車の措置)

第10条 町長は、前条第2項の規定により放置自転車を保管したときは、その旨を関係機関に報告する。

2 放置自転車の保管期間は、次条の規定による公告をした日から起算して6ヶ月を経過する日までとする。

3 町長は、この条例の規定による放置自転車に対する措置を講じた場合において利用者等が判明した場合は、当該放置自転車を引き取るよう文書その他の方法により通知するものとする。

(公告)

第11条 町長は、第9条第2項の規定により放置自転車を保管したときは、次に掲げる事項についてインターネットの利用その他の方法により公告するものとする。

- (1) 放置自転車が置かれていた町有地等の名称及び位置
- (2) 放置自転車の台数
- (3) 放置自転車の保管を開始した日及び保管期間
- (4) 放置自転車の返還を申し出るべき場所及び時間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、放置自転車を利用者等に返還するために町長が必要と認める事項

(放置自転車の処分)

第12条 町長は、放置自転車が次の各号のいずれかに該当するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条に規定する廃棄物とみなし、これを処分するものとする。

- (1) 第10条第2項の規定による保管期間を経過してもなお、利用者等が判明しない放置自転車
- (2) 第10条第3項の規定による通知を行った場合において、利用者等に引き取りの意思がない放置自転車
- (3) 機能喪失の状態にある放置自転車

2 町長は、前項の規定により処分する放置自転車のうち再資源化が可能と認められる

放置自転車は、別に定める再生利用の方法により処分することができる。

3 町長は、第1項の規定により放置自転車を処分しようとするときは、あらかじめその旨をインターネットの利用その他の方法により公告するものとする。

4 前項の公告の期間は、2週間とする。

(記録簿の整備等)

第13条 町長は、放置自転車の処理について記録簿を整備し保管するものとする。

(費用の請求)

第14条 町長は、第9条第2項の規定により放置自転車を移動し保管を行った場合、又は第12条の規定により放置自転車の処分を行った場合は、当該放置自転車の利用者等に対して移動及び保管又は処分に要した費用を請求することができる。

(協力要請)

第15条 町長は、放置自転車の発生の防止及び適正な処理を行うため必要があると認めるときは、関係機関等と協議するとともに協力を要請することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年 4月 1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

調 査

- 1 公共の場所等を効率的にご利用していただくため、長期間利用されていない自転車を調査するものです。
- 2 自転車を使用している方は、必ずこの札を取り除いてください。
- 3 この札が取り除かれていない場合は、放置自転車として移動することがあります。

年 月 日

松 川 町

表

自転車利用者の方へ

自転車を利用する場合は、下記事項を守り、駐車秩序の保持に努めましょう。

記

- 1 自転車の放置はやめましょう
- 2 歩道、路上へはみ出での駐車はやめましょう。
- 3 自転車には住所・氏名を明記し、防犯登録をしましょう。
- 4 自転車には必ずカギをかけましょう。
- 5 自転車の点検整備を必ずしましょう。

裏

様式第2号(第9条関係)

通 告

- 1 この自転車は 月 日以降の利用が無く、放置してありますので、本日から7日以内に必ずお引き取りください。
- 2 期日までに引き取らないときは、放置自転車として、指定場所へ移動の上保管し、保管期間経過後、処分します。

年 月 日

松 川 町

表

自転車利用者の方へ

自転車を利用する場合は、下記事項を守り、駐車秩序の保持に努めましょう。

記

- 1 自転車の放置はやめましょう
- 2 歩道、路上へはみ出での駐車はやめましょう。
- 3 自転車には住所・氏名を明記し、防犯登録をしましょう。
- 4 自転車には必ずカギをかけましょう。
- 5 自転車の点検整備を必ずしましょう。

裏

松川町放置自転車リサイクル事業実施要綱

平成31年 3月 日

告示第 号

(目的)

第1条 この要綱は、松川町放置自転車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成31年松川町条例第〇号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定により廃棄物とみなされた放置自転車のうち、同条第2項の規定による再資源化が可能と認められる放置自転車を再生利用するため、松川町放置自転車リサイクル事業（以下「リサイクル事業」という。）を実施することについて必要な事項を定め、自転車の放置防止意識の向上と資源の有効活用を図ることを目的とする。

(事業の実施)

第2条 町長は第1条の目的を達成するため、松川町商工会に加盟している自転車の販売及び修理を主たる業務とする事業者（以下「リサイクル事業者」という。）を指定し、対象自転車を無償により譲渡することができる。

2 リサイクル事業は、町とリサイクル事業者との間において「放置自転車リサイクル事業実施に関する覚書」を締結して行うものとする。

(点検整備)

第3条 リサイクル事業者は、譲渡を受けた放置自転車を自転車安全整備士(公益財団法人日本交通管理技術協会が実施する自転車安全整備技能検定に合格した者)の資格を有する者により、その機能性、安全性及び品質の向上のために点検整備及び安全確認を実施しなければならない。

(整備目的)

第4条 リサイクル事業者は、次の各号に掲げる事項を目的として、リサイクル事業の対象となる放置自転車を整備するものとする。

(1) 有料での販売

(2) 町内で実施される町長が適当と認める事業への無償譲渡及び貸出

(3) その他町長が特に必要と認めて別に指示する事項

2 リサイクル事業者は、前条の規定に基づき整備された自転車（以下「再生自転車」という。）の販売に際し、再生自転車を販売している旨を明記した看板等を事業所に

掲示するものとする。

- 3 リサイクル事業者は、再生自転車を販売、無償譲渡及び貸出するにあたり、防犯登録を行うとともに、再生自転車である旨の表示を当該再生自転車に貼付しなければならない。
- 4 リサイクル事業者は、再生自転車の利用者に対し、自転車の安全利用及び放置防止意識の向上に努めるよう啓発するものとする。

(再生自転車の価格)

第5条 リサイクル事業者は、機能性、品質及び整備状況を勘案し、再生自転車の販売価格を適正かつ低廉な価格に設定しなければならない。

(受領及び販売の報告)

第6条 リサイクル事業者が、町から放置自転車の譲渡を受けたときは、再生利用放置自転車受領書(様式1号)を町長に提出しなければならない。

(賠償責任)

第7条 再生自転車の瑕疵その他の原因によって、利用者又は第三者に発生した損害、事故等については、町はその賠償の責を負わない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、リサイクル事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

コンビニ収納について

1. コンビニ収納の検討経過

平成 23 年度より、松川町、喬木村、高森町の 3 町村で、主要 4 税（個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国保税の納付書、収納督促状・再発行納付書）についてコンビニ収納の検討を進めてまいりました。今年度より、阿智村から参加希望があり、現在 4 町村で共同導入（納付書様式の統一化による経費削減）の協議を進めています。

コンビニ収納については県内の地方公共団体において導入が進んでおり、48%の自治体で導入されています。そのような状況にあって、当町においても納税者よりコンビニ収納に係る問い合わせが多く寄せられていることから、納税者の利便性の向上、収納率・期限内納付の向上を図るうえで、コンビニ収納の導入を図ります。

2. コンビニ収納のメリット

- ・納付窓口と納付時間帯の拡大により、納税者の利便性が向上する。
- ・仕事で平日の日中に金融機関に行けないなど不便を解消できる。
- ・全国のコンビニエンスストアで、24 時間 365 日納付が可能。
- ・納税機会の充実に伴い、納期内の納付の向上が期待できる。
- ・納期内納付の向上により、督促状等の発送件数の減少が見込まれ、滞納整理事務の軽減につながる。
- ・滞納者における平日の日中に金融機関へ行けないという理由を払拭でき収納率向上が見込まれる。

3. コンビニ収納の内容

導入時期	平成 32 年度より運用（平成 31 年度導入予算計上）
対象税目	町県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、（国民健康保険税）、 上下水道料
納付金額	1 件 30 万円以内
納付期限	納付書記載の期限（納付期限の経過したものは使用不可）

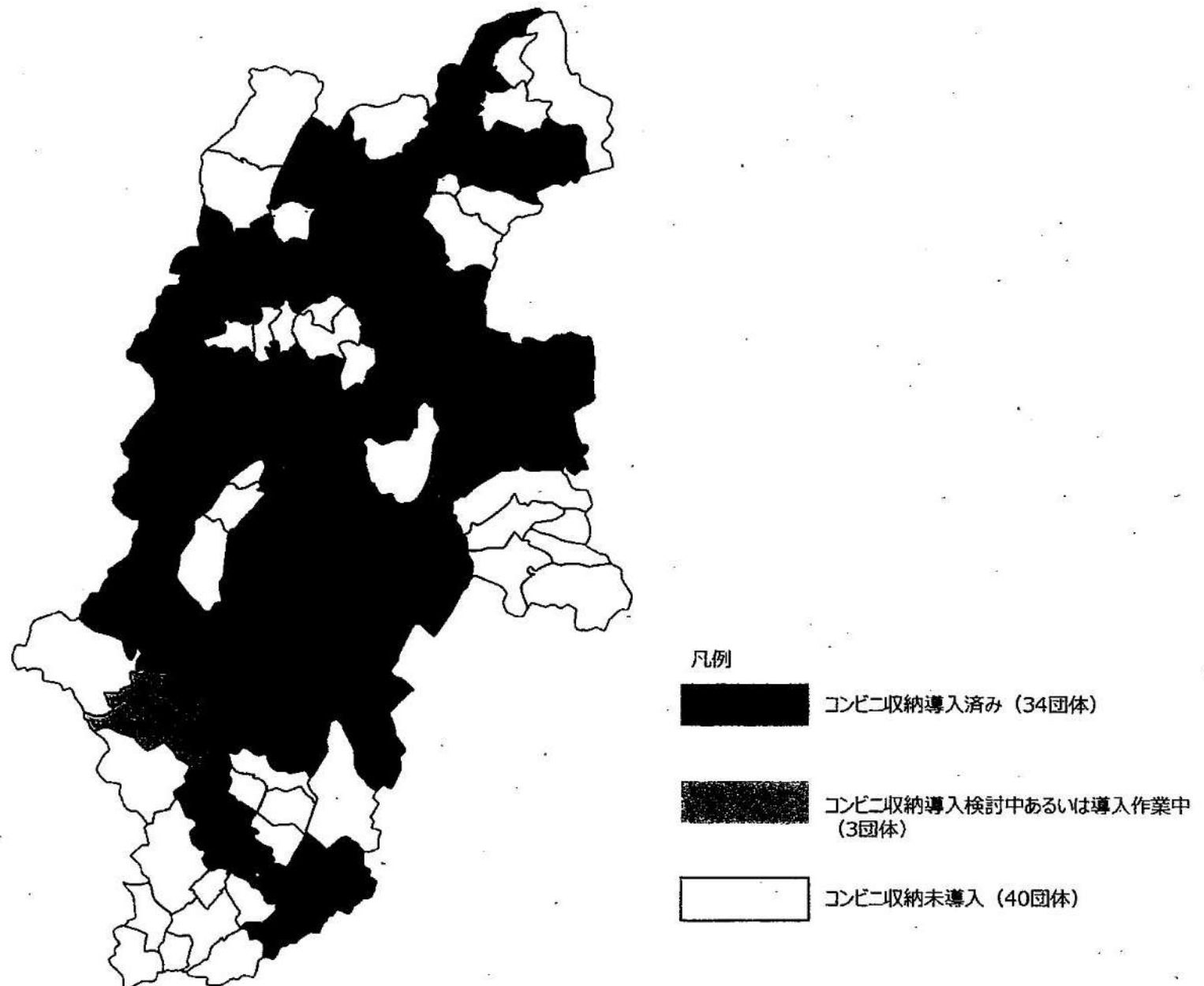
4. コンビニ収納の費用

当初導入費用	356 万円（税）180 万円（上下水道料）
ランニング費用	312 万円（平成 32 年 4 月～） （現行用紙代 221,400 円） （用紙代（2,200,000）、使用料（372,000）、保守料（300,000）、利用 料（110,000）コンビニ手数料を含む 60 円/2,300 件（138,000））

5. コンビニ収納の効果（5 年後の推移）

利用件数	現在、口座振替 48,058 件 + 納付書 37,364 件 = 85,422 件（内 7.25%の 利用を見込む） $85,422 \text{ 件} \times 7.25\% = 6,193 \text{ 件}$
収納金額	$1,687,207,198 \text{ 円（H29 調定）} \times 7.25\% = 122,322,521 \text{ 円}$
収納率	$94.71\% \text{（H29）} + 0.1\% = 94.81\%$
収納金額増	$1,597,953,937 \text{ 円} \rightarrow 1,599,641,144 \text{ 円}$ 増 1,687,207 円

資料：長野県におけるコンビニ収納導入状況



災害時における応援協定関係一覧

資料 4

H30.12.20

	協定名	相手方	内容	調印日
1 国	防災情報の共有に関する協定書	国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所	必要な防災情報の積極的な提供、共有(防災情報通信システム、天竜川流域防災GISシステム)	H22.3.9
2 国	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地方整備局長	平時の情報交換、災害時の現地情報連絡員(リエゾン)の派遣	H23.4.1
3 国	大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する協定	国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所	警戒・避難情報等の発令、災害対策資機材の提供	H23.3.10
4 消防	上下伊那隣接町村消防団応援協定 中部伊那町村消防応援協定(H28改称)	中川村、飯島町、大鹿村	町外の火災出動(2次出動要請)範囲を規定	H7.10.1
5 消防	飯田広域消防本部管内北部地区班応援協定	高森町、喬木村、豊丘村、大鹿村	町外の火災出動(2次出動要請)範囲を規定	H6.5.30
6 県	長野県市町村災害時相互応援協定書	長野県内全市町村	被災市町村に対し、物資の提供、あっせん、人員の派遣等	H8.4.1
7 広域	三遠南信災害時相互応援協定	愛知県東三河、静岡県遠州、長野県南信州	被災者の救出・救護・応急復旧、資機材・物資の提供貸与、救援物資の供給、被災者の受け入れ等	H17.11.4
8 消防	長野県消防相互応援協定書	長野県内に消防本部を置く市町村の区域内	要請による応援	H8.2.14
9 消防	南信州広域連合関係市町村災害時消防相互応援協定	南信州広域連合管内関係市町村	応援隊の派遣	H18.1.13
10 友好都市	静岡県牧之原市と長野県松川町との間における災害時等の相互応援に関する協定書	静岡県牧之原市	生活必需品等の供給・資機材の提供、災害関係車両及び資機材の提供、避難施設の斡旋、職員の派遣等	H23.7.11

11	友好都市	災害時相互援助に関する協定	埼玉県蓮田市	日用品、食料、資材、機械、器具、職員等の援助要請	H24.10.1
12	上水道	水道施設災害時における応急復旧業務に関する協定書	伊那建設(有)、(有)泉崎組、(株)エビスヤ産業、(有)大場住設工業、(株)北原産業、(有)神和創建、(有)松川設備工業、(有)宮澤組	水道施設の応急復旧活動、被害防止	H24.4.1
13	上水道	長野県水道協議会水道施設災害等相互応援	長野県水道協議会の会員市町村	給水応援、応急復旧、機械機器、資材の提供、人員応援等	S59.11.8
14	道路関係	災害時における応急復旧業務に関する協定書	烏川建設(有)、(有)宮澤組、(有)生田工務所、シブキヤ建設(株)、(株)松川組、(有)泉崎組、大島建設(株)、伊那建設(有)、(有)三興、八十葉建設(株)、(株)セビア、(有)神和創建、(株)林材木店	災害時における公共施設の応急復旧活動、被害防止、人命救助のための障害物除去	H24.4.1
15	郵便局	災害時における飯伊18市町村と飯田郵便局並びに飯田市・下伊那郡特定郵便局との相互応援協定書	飯田郵便局及び飯田市・下伊那郡地域特定郵便局	飯伊広域行政組合管内の郵便貯金の預金者に対する非常払い戻し、非常貸付、融資、はがきの無償交付及び輸送確保。	H9.9.1
16	生活	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープながの	災害時において、保有する応急生活物資の優先供給等	H11.4.5
17	生活	災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書	長野LP協会飯伊支部、一般社団法人長野県LPガス協会	LPガスの一般消費者等に対し緊急点検、修繕、供給。回収、保管。公共施設等への新設工事、供給	H26.3.24
18	生活	災害時における石油類燃料等の供給等に関する協定書	長野県石油商業組合飯田支部北部ブロック	指定する防災対策上重要な施設、避難所への石油類の優先提供、指定する緊急車両等の石油類の優先提供	H26.3.24
19	生活	災害時 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 長野支店	災害発生時において、被災者等の通信の確保として特設公衆電話を避難施設へ配置	H27.6.1
20	物資	災害時における救援物資の提供に関する協定書	北陸コカ・コーラボトリング株式会社	災害対応型自動販売機の機内在庫の無償提供。飲料水の優先的な安定供給。	H27.10.1
21	放送	松川町災害緊急放送に関する協定書	株式会社チャンネル・ユー	災害時における緊急放送を通じ、被害予防と軽減を図る	H28.11.21

22	放送	松川町災害緊急放送に関する協定書	飯田エフエム放送株式会社	災害時における緊急放送を通じ、被害予防と軽減を図る	H29.6.23
23	調査・ 測量	災害時における緊急的な調査の支援に関する協定書	技建開発株式会社	災害時において、被害箇所の調査・測量・設計・撮影(空撮)	H29.9.26
24	資機 材	災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書	一般社団法人 日本建設機械レンタル協 会長野支部	災害時において、資機材(トイレ・発電機・投光器・暖房器具・コンテナハウス・事 務機器)のレンタル	H29.9.28
25	物資	災害時における救援物資の提供に関する協定書	名糖乳業株式会社ダイドー販売部	災害用備蓄飲料水としての無償提供。避難施設(2箇所)への備蓄用飲料水の 無償提供。要請に応じた速やかな提供の支援体制。	H29.9.28
26	物資	災害時における生活物資の供給協力等に関する協定書	株式会社アダストサービス	災害時において、保有する商品(水、紙おしぼり、タオル)の優先供給。	H29.12.26
27	物資	災害時における防災用品等の供給に関する協定書	興亜化成株式会社、HARIO株式会社	災害時において、保有する防災用品(発泡スチロール製組立トイレ、発泡スチ ロール製マット)の提供、回収等。	H29.12.26
28	医療	災害時の医療救護に関する協定書	下伊那赤十字病院	災害時において、救護所へ医療救護班の派遣及び活動。	H30.3.1
29	物資	災害対応型自動販売機設置に関する覚書	株式会社伊藤園 伊那支店	災害時自動販売機内の飲料水無償提供(役場庁舎内)	H30.7.27
30	情報	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	災害時のホームページアクセス負荷の軽減及び、避難所等の防災情報の掲 載。	H30.8.29
31	物資	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人 コメリ災害対策センター	災害時において、保有する物資(作業関係資材、日用品、水、ストーブ、投光 器)の優先提供	H30.9.18
32	情報 物資	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン 松本営業所	災害時における地図製品等の供給及び住宅地図インターネット配信サービス 利用	H30.12.20

平成 30 年度地方創生拠点整備交付金の要望と施設整備計画について

地方創生拠点整備交付金（通常事業）について

1 基本的な考え方

- 地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地域経済の活性化という喫緊の課題に対応することを目的として創設
- 地方創生の推進に資する、先導的で、緊急性の高い施設整備等を対象
- 重要業績評価指標（KPI）の設定及びPDCAサイクルを備えている必要あり

2 予算額 600 億円（事業費ベース 1,200 億円） ※補助率 1/2

3 交付対象

支援対象	対象施設 ・ 地域資源を効果的に活用し、<u>ローカルイノベーション</u>を起こすことにより、観光や農林水産業の先駆的な振興に資する施設 ・ 地方への人の流れを飛躍的に加速化し、<u>地方への移住や起業等に確実につながる施設</u> ・ 地域における多様な働き方を先駆的に実現し、<u>女性や高齢者の就業を効果的に促進するための施設</u> ・ 地域での魅力的なまちづくりを実現し、<u>交流人口の拡大や地域の消費拡大に効果的に結びつく施設</u>
上限目安額 (1 団体あたり)	・ <u>5 億円程度</u>（事業費ベース：10 億円程度） （中枢中核都市（長野市、松本市）は 10 億円程度（事業費ベース：20 億円程度）） ・ 高い先駆性や地方創生への波及効果が見込まれる場合は、<u>目安を超えて交付</u>
申請事業数	制限なし
ソフト事業の 取扱い	・ 施設整備等に関連した設備整備は、<u>全体事業費 2 割まで申請可能</u> ・ 施設整備等の効果を高めるために実施する<u>効果促進事業（ソフト事業）</u>は、<u>地方創生推進交付金として申請（上記設備整備と併せて全体事業費の 2 割まで）</u>
地方負担に対する 地方財政措置	・ <u>補正予算債（充当率 100%、交付税措置率 50%）、一般補助施設整備等事業債（充当率 90%、交付税措置率 30%）の対象となる予定</u> ・ <u>地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）</u>を地方負担の財源に充当することは可能
スケジュール	○事前相談期限 1 月 8 日（火）17 時 ※国期限：1/10（木）15 時 ○施設整備計画提出期限 1 月 22 日（火）17 時 ※国期限：1/24（木）15 時 ○採択事業公表 3 月上旬 ○交付決定・地域再生計画認定 3 月下旬

平成30年度地方創生拠点整備交付金の要望と施設整備計画について

番号	施設整備計画の名称	事業内容	交付対象事業費
1	およりての森から始まる ヘルスツーリズム拠点整備事業	(株)ミヤザワ所有の旧店舗(旧林檎屋本舗)跡建物を取得し、森林セラピー基地等観光交流拠点として改修整備する。	69,890千円
2	松川総合交流促進施設 観光拠点整備事業	梅松苑敷地内へキャンプ場利用者用のシャワー棟の整備及び喫茶スペースの一部を交流スペースの改修整備する。	18,480千円
3	保養宿泊施設観光拠点施設 整備事業	清流苑大宴会場へ可動式間仕切りを導入整備する。	30,580千円
合 計			118,950千円

松川町告示 第〇〇号

松川町下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 27 条ただし書並びに地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 22 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、松川町下水道事業の業務に係る現金の収納の事務の一部及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関及び収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を次のとおり指定する。

平成 31 年 4 月 1 日

松川町長 深津 徹

出納取扱金融機関又は 収納取扱金融機関の別	指定した者	取扱店舗
出納取扱金融機関	みなみ信州農業協同組合	松川支所
収納取扱金融機関	株式会社八十二銀行	松川支店
収納取扱金融機関	飯田信用金庫	大島支店
収納取扱金融機関	アルプス中央信用金庫	上片桐支店
収納取扱金融機関	株式会社長野銀行	飯田支店

平成 31 年 2 月 18 日
環境水道課下水道係

2019 年度からの循環型社会形成推進交付金(浄化槽)の見直しについて

1. 主要な変更点(当町に影響する部分のみ、全体概要は別紙のとおり)

(1) 新築家屋の浄化槽設置及び合併浄化槽の交換の取扱いについて【変更】

<浄化槽設置整備事業>

・原則、既存の汚水処理未普及解消につながる新築家屋への浄化槽のみを補助対象とする。

・具体的には、以下の場合のみを補助対象とする。

- ① 単独処理浄化槽や汲み取り便槽を有する家屋に居住する方が、新築家屋に建替え・新築をする場合の浄化槽設置。
- ② 他の市町村から転入して家屋を新築する場合の浄化槽設置。
- ③ 災害に伴い、必要となつて家屋の建て替え・新築に伴う浄化槽設置や故障した合併処理浄化槽の更新・改築。

・以下の場合には補助対象外とする。

- ① 合併処理浄化槽の設置された家屋を建て替え・増築する場合の浄化槽設置。
- ② 同一市町村内で下水道区域から浄化槽区域に転居して家屋を新築する場合の浄化槽設置。
- ③ 既設合併処理浄化槽の更新・改築(災害に伴うものは除く。)
- ④ 都市計画法に基づく開発許可を得た民間事業者による新たな宅地造成に伴う浄化槽設置。

2. 当町への影響

国庫補助対象浄化槽設置に対する財政負担の増(県費補助は従来どおり継続交付あり)過去 3 年間の実績から推測すると、補助対象外浄化槽が年間 1~4 基程あり、137 千円~1,540 千円程度の歳入減が見込まれます。

3. 今後の対応

県費補助の交付は来年度以降も従来どおり継続されることから、当町としても従来どおりの浄化槽補助を継続する方針です。

制度改正について、国から都道府県へ説明があったのが平成 31 年 1 月 24 日であり、各自治体から制度の見直しに関する激変緩和措置に関する要望が多数あげられている状況です。県内他市町村の状況を確認しながら、方向性を検討していきます。



2019年度からの循環型社会形成推進交付金(浄化槽)の見直しについて

方向性

循環型社会形成交付金による浄化槽整備への財政支援について、限られた財源を活用して汚水処理施設の未普及解消を加速化すべく予算制度や予算措置の方針を見直す。

浄化槽市町村整備推進事業を重視し、特に、コスト縮減や経営改善に資する「①PFI等の民間活用、②大型浄化槽による共同化、③公営企業会計の適用」を行うものについて予算の重点配分を行う。

汚水処理未普及人口解消の観点から、単独処理浄化槽や汲み取り便槽の合併処理浄化槽への転換に予算を重点化していく。

単独転換への重点化(浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業)

- 単独転換について、転換後の浄化槽法に定める法定検査(7条、11条)の検査依頼書の添付を要件化したうえで、宅内配管工事(掛かり増し分:上限を30万円)を補助対象(1/3補助:最大10万円)に追加する。
- 浄化槽設置整備事業について、既存の汚水処理未普及解消につながらない新築家屋の浄化槽設置及び合併処理浄化槽の更新は、原則的に補助対象外とする。
 - ※ 災害に伴い必要となった家屋の建て替えに伴う浄化槽設置及び故障した合併処理浄化槽の更新は、補助対象とする。
 - ※ 効率的な大型浄化槽による共同化を推進するため、浄化槽市町村整備推進事業における新築家屋の浄化槽設置及び合併処理浄化槽の交換は、補助対象とする。
- 都市計画法に基づく開発許可を得た民間事業者による土地造成に伴う住宅団地を整備する場合の新築家屋への浄化槽設置は、原則的に補助対象外とする。
 - ※ 災害に伴い町の復興に伴うものは補助対象とする。

環境省 平成31年1月24日 2019年度浄化槽整備事業に係る都道府県担当者説明会資料(抜粋)



2019年度からの循環型社会形成推進交付金(浄化槽)の見直しについて

予算措置の方針

- 宅内配管工事費の追加助成をすることで、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に関する執行額の増加が見込まれるため予算配分の考え方を変更する。
- 毎年、多額の不用を生じている市町村が多く見受けられるので、原則的に前年度の不要額に応じて要望額を査定していく。
- 全体の要望額が予算額を上回る場合は、第一に市町村整備推進事業を優先し、第二に浄化槽設置整備事業に関する単独処理浄化槽や汲み取り便槽からの転換を優先しつつ、残りの予算額について浄化槽設置整備事業の新築に関する助成に関して自治体の「人口、財政力指数、汚水処理普及率」を勘案して配分していく。

今後の対応

- 都道府県においては、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に関する宅内配管工事の助成制度の創設や共同浄化槽を含めた浄化槽市町村整備事業の積極的な実施、要望額の更なる精査、繰越制度の活用等の効率的な執行を管内市町村への周知等、御協力をよろしくお願いします。
- また、浄化槽に加え、公共下水道、集落排水施設の整備を併せて実施する市町村においては、汚水処理施設の効率的な整備を図る観点から地方創生推進交付金も活用するよう周知をお願いします。

環境省 平成31年1月24日 2019年度浄化槽整備事業に係る都道府県担当者説明会資料(抜粋)